

平成28年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業  
(通級による指導担当教員等専門性充実事業)  
成果報告書 (概要版)

実施機関名 (三重県教育委員会)

## 1. テーマ

・通級による指導担当教員等について、発達障害のある児童生徒への指導・支援に係る専門性の向上と人材育成を目指した研修を実施し、地域の特別支援学校と連携して支援体制を整備する

## 2. 問題意識・提案背景

通級による指導は、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒にとって重要な役割を果たす教育形態である。三重県では、県内小中学校に60(平成27年5月1日現在)の通級指導教室を設置し、言語面の改善やソーシャルスキルの習得等の指導を行うことで効果をあげている。このような状況の中、本人・保護者等からの通級による指導へのニーズは高まっている。通級による指導担当教員については、対象となる児童生徒一人ひとりの実態を的確に把握するためのアセスメントの力、最適な指導方法を選択・実践できる力、対象となる児童生徒が通常の学級で過ごすための合理的配慮を提示できる力等が求められる。しかし、本県においては、通級による指導担当教員は比較的経験年数が浅い者が多く、発達障害支援に係る専門性の向上が急務となっている。

また、通級による指導担当教員と特別支援学校の教員とが連携した支援体制を整備していくことが、地域の発達障害支援に有効につながると考えられる。

## 3. 目的・目標

### (1) 研修体制の整備

・通級による指導担当教員の専門性の向上や新たに通級による指導を担当する教員の育成を図るため研修講座を開催する。

#### 「育成研修講座」

通級による指導担当教員(経験年数3年未満)と新たに通級による指導を担当する教員を対象とした育成研修講座。通級指導教室の基礎・基本等を学ぶ。

#### 「専門研修講座」

通級による指導担当教員等(経験年数によらず)を対象とした専門研修講座。指導者として身に付けておくべき資質の向上を目指し、さまざまな指導方法等について学ぶ。

#### 「支援体制に係る研修(エリア研修講座)」

県内を5つの地域に分け、通級による指導担当教員等と特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが各地域の発達障害支援体制の整備等について協議する。

#### 「発達障害支援専門研修」

通級による指導担当教員等と特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを

対象とした合同研修を開催し、県内の発達障害支援体制を整備する

(2) モデル地域による指導・支援の実践事例の蓄積

- ・ 亀山市立関小学校を拠点校に指定し、通級指導教室と通常の学級が連携して行う指導と支援の実践事例等を蓄積する。取組内容は、年度末に実践報告会を開催することにより、県内の通級による指導の充実につなげる。

#### 4. 主な成果

(1) 研修体制の整備

- ・ 当初の計画通り年間 10 回の研修講座を開催することができた。
- ・ 「育成研修講座」は、経験年数の浅い担当教員と通級による指導が未経験の教員を対象とし、担当者が直面する課題や疑問に応えることができた。
- ・ 「専門研修講座」では、通級指導の経験が豊富で、実績のある著名な講師から直接その指導方法を学ぶことができた。受講満足度も各回 90%以上の高い結果となっており、受講者の専門性を高めることにつながった。
- ・ 「支援体制に係る研修（エリア研修講座）」と「発達障害支援専門研修」の開催は、小中学校の通級指導担当教員と特別支援学校のコーディネーターが情報交換と意見交換を行い、今後各地域の発達障害支援体制の整備について連携する足掛かりとなった。

(2) モデル地域の拠点校の取組

- ・ モデル地域である亀山市では、定期的に通級指導専門性充実検討会議を開催（年間 8 回）し、有識者等からの指導・助言を受けて研究を進めた。その結果、評価の方法や通常の学級との連携等についての実践事例を蓄積することができ、通級指導教室相互の情報交換や指導法の交流など、スキルアップにつなげることができた。
- ・ 亀山市の福祉機関で発達相談の総合窓口である「子ども支援室」と通級指導教室とが日常的に連携を密にし、支援の必要な子供について定期的に検討できるシステムを整えることができた。

#### 5. 通級による指導における専門性のポイント

(1) 通級による指導の専門性として求められる力

- ・ 対象となる児童生徒一人ひとりの実態を的確に把握するためのアセスメントの力。
- ・ 最適な指導方法を選択・実践できる力。
- ・ 対象となる児童生徒が通常の学級で過ごすための合理的配慮を提示できる力。

(2) 研修体制構築のポイント

- ・ 担当として経験年数の浅い教員を対象とした講座と、一定の経験がある教員を対象とした講座が開設されるよう考慮した。
- ・ 講座受講者のニーズを聞き取った上で、言語指導に係る内容と LD・ADHD の指導に係る内容を偏りがないように年間の講座内容を計画した。
- ・ 発達障害支援について、小中学校の教員と特別支援学校の教員がともに学び、意見交換できる機会を設定した。

## 6. 拠点校における取組概要

(1) 通級による指導開始時における目標の設定及び適切な評価の在り方の研究  
亀山市の福祉機関で発達相談の総合窓口である「子ども支援室」と連携し、支援の必要な子供について学校と福祉機関が定期的に検討できるシステムを整えた。通級指導教室の開始にあたっては、通級による指導担当者や「子ども支援室」が学校訪問で児童の行動観察を行い、指導開始時の適切な目標の設定ができるように連携を図った。指導目標及び指導内容の評価についても「子ども支援室」と協議しながらPDCAサイクルで点検と見直しを行い、より児童の実態やニーズに合った指導を行える体制を整えた。

(2) 通級による指導の担当教員が通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究

通級による指導開始後は、担当教員と通常の学級の担任とが対象児童の支援の方法等について共通理解を行い、2冊の連絡ファイルを活用して、指導の度に児童の様子を学級担任、保護者と共有した。また、対象児童が在籍する通常の学級での教科授業や学級集団づくり等について担当教員から助言を行うなどした。通常の学級の担任とは、通級指導教室と在籍学級において共通した支援内容となるよう検討し、定期的（各学期）に評価を行った。

その他、校内の全ての教員が発達障害に対する理解を深め、その専門性を高められるよう校内体制の整備を行った。

<校内体制整備のポイント>

- ・職員会議、研修会等の全体の中で、全職員で通級による指導の対象児童についての共通理解を図る。
- ・特別支援教育コーディネーターと日常的な情報交換、打ち合わせの機会の確保。
- ・特別支援教育推進委員会（校内委員会）の活性化。
- ・インクルーシブ教育を意識した学校生活におけるルールの一統化（児童会の活動とリンクさせた取組）。
- ・特別支援教育や発達障害支援に関する教員への資料配付（毎週1回）。
- ・授業改善(UDの授業、亀山版学習スタイル)の取組。

(3) 発達障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導方法の研究

定期的に通級指導専門性充実検討会議（年間8回）を開催し、有識者による指導場面の見学と助言を受けた。会議には市内の通級による指導担当者が全員参加し、実践事例の蓄積と有効な支援方法等を共有することで担当者のスキルアップにつながった。

## 7. 今後の課題と対応

(1) 本県の実態として、通級による指導の経験年数が浅い担当者の割合が高く、どの教室においても同質の発達障害支援が提供できるよう、引き続き研修を

行い、新たな人材の育成を含めて研修を深める必要がある。さらに、担当者が通常の学級で行う特別支援教育について各学校に対し助言していける体制を整えていく必要がある。

(2) 県内には、言語障害、発達障害、難聴を対象とした通級指導教室が設置されており、それぞれの障害種や受講者のニーズに応じた講座の開設が必要である。

(3) 通級指導教室が設置されていない学校への支援として、他校通級や特別支援学校による地域支援など、各エリア内の支援体制を充実させる必要があるため、今後も市町教育委員会・特別支援学校と連携して広域的な発達障害支援体制の整備を進める必要がある。

(4) 平成29年度に三重県立子ども心身発達医療センター（以下、「医療センター」という。）が開設される。これに伴い、三重県立かがやき特別支援学校が医療センターに併設して開校する。今後の発達障害支援については、医療と教育が一層連携を深め、県立かがやき特別支援学校が県内の発達障害支援の拠点としての機能を発揮するよう体制整備を進めていく。

## 8. 拠点校について

(小学校)

拠点校名：亀山市立関小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	35	1	37	2	42	2	42	2	52	2	39	2
特別支援学級	1		6		2		2		1		3	
通級による指導 (対象者数) (他校生)	1 (1)		2		3 (1)		2		4 (2)		1 (1)	
	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー	その他	計	
教職員数	1	1	16	1	7	1	1	5	1	1	35	

※特別支援学級の対象としている障害種：知的・自情・肢体

※通級による指導の対象としている障害種：LD・ADHD

## 9. 問い合わせ先

組織名：三重県教育委員会

- (1) 担当部署            特別支援教育課
- (2) 所在地            三重県津市広明町13番地
- (3) 電話番号           059-224-2961
- (4) FAX番号           059-224-3023
- (5) メールアドレス   shienkyo@pref.mie.jp